

事業者各位



令和8年度

低圧電気取扱業務特別教育（学科）のご案内

一般社団法人西工業会
大阪西労働基準協会
事業者登録番号
T4700150023560
☎ 06-7652-8221

会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、事業者は**低圧**（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。）の**充電電路**（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の**敷設若しくは修理の業務**（対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務を除く。）又は**配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作**（開閉器の操作、発電機や溶接機のケーブル接続、電球交換等）の業務を行う場合は「安全衛生特別教育規程」の第六条に規定されている特別教育を行うことが義務化されています。

本特別教育は、下記のとおり学科教育のみの開催ですが、是非この機会に受講されますよう、ご案内申し上げます。なお、**実技教育は、各事業場で次の時間確実に実施願います。**（充電電路の敷設もしくは修理の業務を行う者は7時間、充電部分が露出している開閉器の操作の業務だけを行う者は1時間が必要です。）

記

- 1 日 程 第1回 令和8年10月30日（金）
- 2 時 間 8時45分開講 ～ 17時20分終了
★受付開始は開講時刻の30分前からです。★開講時刻の5分前までに会場にお越しください。
★講習当日、発熱、咳などで体調が思わしくない場合は、速やかに当協会事務局にご連絡をいただき、無理せずに受講の見合わせをお願いいたします。
- 3 講習会場 堺労働基準協会 研修室（旧大和産業ビル2階）
★所在地 堺市堺区安井町3-4-11 ☎ 072-233-5396
★南海高野線「堺東」駅から南へ徒歩12分
★講習会場には、両会場とも駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用ください。
- 4 教育科目

1) 低圧の電気に関する基礎知識	1時間	} 計7時間
2) 低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間	
3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間	
4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間	
5) 関係法令	1時間	
- 5 受講料金 1名様（税込、受講料とテキスト代）
 会員事業場 9,000円 [10%対象 内消費税 818円]
 非会員事業場 11,000円 [10%対象 内消費税 1,000円]
 ★欠席されても受講料は返戻できませんので、他の適任者と交替して受講されるようにしてください（交替される場合は、すぐに当協会へご連絡願います。ただし、申込み締切日以後の交替や取消はできません。）
- 6 定 員 30名
- 7 申込〆切 受講日の2週間前（定員になり次第締め切ります。）
- 8 申込方法 「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、西工業会へメール（info@nis.or.jp）またはFAX（06-6582-2645）で送付してください。
- 9 受講料納入 （1）受講料の納入は、大阪西労働基準協会事務局に持参頂くか、銀行振り込みでも結構です（**関西みらい銀行**堀江支店、普通口座 8504、口座名 大阪西労働基準協会）。
 （2）締め切り日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は、原則として返金できませんので、他の適任者と交替のうえ受講されることをお勧めします。
- 10 修了証交付 全科目受講された方には「**低圧電気取扱業務特別教育（学科）修了証**」を交付します。

以上